

人権擁護委員はあなたの街の相談相手です
ひとりで悩まずにご相談ください



人権擁護委員とは
人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題を、すくい上げるために、市町村長の推薦を受け法務大臣から委嘱されます。
地域の皆さんの身近な相談相手として、人権相談を受け、問題解決のお手伝いや、人権侵害による被害者の救済をします。
また、地域の皆さんに人権について関心をもってもらえるような、啓発活動を行っています。

相談・問合せ先

みなさんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配事がありましたら、人権擁護委員や法務局にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られています。

常設相談所	開設日：毎月第1月曜日（6・10・12月は特別相談所開設） 場所：中央公民館 開設時間：10:00～15:00 問合せ先：亘理町役場 町民生活課 TEL：0223-34-1113		
特別相談所	6・10・12月開設（日時、場所などは、町広報でご確認ください。）		
子どもの人権 110番	いじめ、仲間はずれ、不登校、虐待など、子どもの人権問題に関する専用相談電話です。	ゼロゼロナナのひやくとうばん 0120-007-110 通話料無料	
女性の人権 ホットライン	配偶者・パートナーからの暴力、離婚、家族問題、セクシャルハラスメントなど、女性の人権問題に関する専用相談番号です。	ゼロゼロゼロのハートライン 0570-070-810	平日 (土・日・祝日除く) 8:30～17:15
みんなの人権 110番	差別や虐待、パワーハラスメント、近隣トラブル、いやがらせ、インターネットでの中傷やいじめ、震災による風評など、人権全般に関する専用相談番号です。	ゼロゼロみんなのひやくとうばん 0570-003-110	
インターネット でのご相談	パソコンからのご相談 インターネット人権相談 <input type="text" value="検索"/> http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html		
	携帯電話からは http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html		

問合せ先 亘理町 町民生活課 TEL 0223-34-1113

啓発活動重点目標

みんなで築こう 人権の世紀

～ 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心 ～



亘 理 町
仙台人権啓発活動地域ネットワーク協議会

